

第14章 自然環境の保全

第1節 自然環境の現況

府域の自然環境の現況については、第1部第1節においても述べているが、他の自然環境の現況を概観すれば、次のとおりである。

1 地勢の特質

(1) 地 質

北摂山地の大部分は、中・古生層からなるが、茨木市から能勢町にかけて茨木複合花崗岩体が分布しており、碎石・マサ土の採取が行われている。金剛・生駒山地は大部分が領家花崗岩類からなり、北生駒は風化が著しく、標高も低いので、マサ土の採取による人工的改変地形が各所にみられる。

和泉葛城山地は、和泉層群及び泉州酸性火碎岩類からなっており、丘陵地帯は大阪層群、神戸層群及び段丘層から、沖積低地は沖積層からそれぞれなっている。

(2) た め 池

府域には約1万2千5百のため池が点在するが、その大半は堺市、松原市及び八尾市を結ぶ地域から南の方に集中して分布しており、他は淀川水系の水が利用できない生駒山麓及び北摂丘陵地帯に分布している。大規模なものとしては、久米田池（岸和田市）、狭山池（狭山町）、光明池（和泉市）などがある。

2 植生の特質

(1) 現存植生の概況

府域を冷温帶と暖温帶に分けると、冷温帶の大部分はモチツツジーアカマツ群集やスギーヒノキ人工林などの代償植生に置きわり、自然植生としては、妙見山及び和泉葛城山地の山頂部にわずかにブナ林が残存しているにすぎない。一方、暖温帶は古くから利用の対象にされていたので、大部分は市街地、造成地、田畠及び果樹園となっているが、山地から丘陵にかけては、代償植生としてモチツツジーアカマツ群集、特にアカマツ林が広く分布しており、次いでコナラ群落が主として生駒山地に、スギーヒノキ人工林が北摂及び金剛の山地に、また、クロマツ人工林が泉州の山地にそれぞれ分布している。自然植生としては、社寺、古墳及び急傾斜地にアラカシ群落、サカキーウラジロガシ群集及びコジイークロバイ群集がわずかに残存しているにすぎないが、貴重なものとしてウバメガシートベラ群集が岬町の住吉神社に、シリブカガシ

群落が堺市の美多弥神社等にそれぞれ残存している。

冷温帯と暖温帯の推移帶（標高600～800mの地帶）である高槻市本山寺等には、モミ、ツガの天然林が点在している。

また、淀川、大和川の河川敷にはヨシ、オギなどが優占する湿原がある。

(2) 植生自然度

府域の現存植生を植生自然度（植生の自然状況の度合を示すもので、10段階に分類）にあてはめてみると、表2-14-1のとおりである。

市街地、農地など人工的の改変が早くから加えられた自然度1～3の地域は、平野部はもとより丘陵部にまで達して府域の約60%を占め、ススキ草原や伐跡群落で代表される自然度4及び5の地域は府域の0.6%にすぎない。スギ、ヒノキ等の人工林である自然度6の地域は、河内林業として有名な南河内から泉州の山間部に分布して府域の約9%を占め、アカマツ群落、コナラ群落など古くから薪炭林として活用されてきた自然度7の二次林は府域の約27%を占めている。ブナーミズナラ萌芽林など自然度8に相当する植生は、府域には存在しない。自然度9のアラカシ群落及びウバメガシ群落並びに自然度10のヨシクラスの湿原はそれぞれ府域の0.5%にすぎない。

表2-14-1 植生自然度の状況

自然度	区分概要	面積 km ²	構成比 %
①	市街地、造成地等、植生のはほとんど残存しない地区	635	34.2
②	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地	457	24.6
③	果樹園、茶畠、苗圃等の樹園地	57	3.0
④	シバ群落等の背丈の低い草原	3	0.2
⑤	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原	7	0.4
⑥	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地	174	9.3
⑦	クヌギーコナラ群集等一般には二次林と呼ばれる代償植生地区	507	27.3
⑧	ブナーミズナラ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区	0	0.0
⑨	ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区	9	0.5
⑩	自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区	9	0.5
合 計		1,858	100.0

3 生息鳥獣の特質

府域の野生鳥獣については、約30種の獣類と約270種の鳥類が確認されている。

獣類で特徴的なものはシカ、イノシシ、ニホンザル等である。シカは主に箕面市の鉢伏山、高槻市の本山寺、能勢町の剣尾山等に生息しており、イノシシ、ニホンザルは北摂山地一帯、和泉葛城山地に分布する。

鳥類については、北摂、金剛・生駒、和泉葛城の三山地のアカマツ林を中心にサシバなどのワシタカ類やシジュウカラ、ヨタカなどの山地性の鳥類が生息し、平野部ではスズメ、ムクドリ、ヒバリなどが多数みられる。

冬期には仁徳陵、繼体陵などの堀や淀川河川敷などに多数のカモ類が渡来し、春秋期には大阪市南港埋立地、泉南市男里川河口の干潟にシギ、チドリ類が渡来する。

4 森林、農地の推移

府域の森林、農地は単に木材生産あるいは食糧供給のみでなく、土砂流出防止、水源かん養、大気浄化、保健休養や環境保全など多様な機能を有している。森林については、南河内など生産性の高い林業経営が行われている地域を除いて資産保持的な傾向が強く、里山の宅地等への転用により林野面積は減少の一途をたどっていたが、近年、林地の開発は鎮静化している（表2-14-2）。

一方、農地は都市化の進展に伴い、毎年減少の一途をたどっている（表2-14-3）。また、最近の転用面積は石油ショックを契機とした経済情勢の変化、高額な土地価格等により、漸減してきている。

なお、昭和56年の農地の転用状況を用途別にみると、住宅が約31.8%、学校等の公共施設が約23.4%を占めている。

表2-14-2 林野面積等(民有林)の推移

年度	区分	林野面積	伐採量	造林面積
昭52		56,873 ha	48 千m ³	255 ha
53		56,870	37	320
54		56,835	42	372
55		56,794	42	304
56		56,792	49	409
57		56,786	49	397

(注) 林野面積は、各年度末現在の地域森林計画対象民有林面積を示す。

表2-14-3 耕地面積の推移

(単位:ha)

年	昭50	51	52	53	54	55	56	57
面 槍	23,800	23,500	23,200	22,700	22,300	21,900	21,400	21,000

(注) 1 数字は各年8月1日現在の状況を示す。

2 近畿農政局調べ。

第2節 自然環境保全対策

第1 法律・条例に基づく指定

府下の優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を図るため、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき金剛生駒国定公園及び明治の森・箕面国定公園の2カ所（総面積約11,707ha）が国定公園として指定されているのをはじめ、無秩序な市街化を防止し、緑地を保全するため、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づき近郊緑地保全区域（3区域、総面積約33,532ha）が指定されているほか水源かん養、土砂流出防備等のため、森林法に基づき保安林（459カ所、総面積約11,398ha）が指定されている（表2-14-4～6）。

また、府下に残された優れた自然環境を保全するため、大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）に基づき、府自然環境保全地域として本山寺自然環境保全地域（高槻市大字原、面積約14ha）を指定している。

表2-14-4 国定公園面積

（昭和58年3月31日現在）

公園名	指定年月日	面積	関係市町村
金剛生駒国定公園	昭33. 4. 10	ha 10,744.8 特別地域 10,744.5 普通地域 0.3	交野市、四条畷市、 大東市、東大阪市、 八尾市、柏原市、 羽曳野市、太子町、 河南町、千早赤阪村、 河内長野市、和泉市
明治の森・箕面国定公園	42. 12. 11	特別地域 962.6	箕面市
合	計	11,707.4	

表2-14-5 近郊緑地保全区域面積

(昭和58年3月31日現在)

区域名	面積
北摂連山近郊緑地保全区域	9,727 ha
金剛生駒近郊緑地保全区域	11,216
和泉葛城近郊緑地保全区域	12,589
合計	33,532

表2-14-6 保安林の現況

(昭和58年3月31日現在)

保安林の種類	水源 かん 養	土砂 流出防 備	土砂崩 壊防 備	保 健	計	防 風	潮 害 防 備	干 害 防 備	落 石 防 止	防 火	魚 つ き	風 致	合 計	合 計
か所数	63	254	64	8 (4)	389 (4)	1	8	9	1	1	4	46	70	459 (4)
面積 (ha)	6,511	4,158	62	405 (586)	11,136 (586)	1	7	108	1	1	7	137	262	11,398 (586)

(注) ()内は兼種指定を示す。

第2 法律・条例に基づく規制

1 規制の状況

国定公園内の特別地域（府域の国定公園面積の99.9%）においては、その風致景観を維持するため当該地域内における工作物の新築又は増・改築、土石の採取、土地の形状の変更等の行為については、自然公園法に基づき、知事の許可を要し、また、近郊緑地保全区域においては、無秩序な市街化を防止し、緑地を保全するため当該区域内における工作物の新築又は増・改築、土地形質の変更、土石の採取等の行為については、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき、知事に届出を要することになっているほか、保安林において木竹の伐採等を行う場合及び地域森林計画対象民有林において開発行為を行う場合には、森林法に基づき知事の許可を要することから、これらの事務処理に際しては、自然環境の保全に重点を置いて指導監督の徹底を図り、規制を強化している。昭和57年度におけるこれらの法律に基づく許可及び届出の状況は表2-14-7～9のとおりである。

また、残り少ない府域の自然環境の保全と回復を目的として制定された大阪府自然環境保全条例では、土石の採取、住宅地の造成等の自然環境に影響を及ぼす行為を行おうとする者に対して、知事との間に自然環境の保全と回復に関する協定を締結することを義務付け、開発行為に厳しい規制を加えている。昭和57年度における協定締結状況は表2-14-10のとおりである。

一方、鳥獣保護については、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）及び同法に基づいて策定した第5次鳥獣保護事業計画（昭和57年度～61年度）により鳥獣保護区の設定など野生鳥獣の適正な保護管理に努めている（表2-14-11）。

表2-14-7 國定公園等における工作物の新築等の許可・届出状況（昭和57年度）

行為の類型		國定公園	近郊綠地保全区域
建工	築作 物物 の 新 築	57 件	55 件
建工	築作 物物 の 増 築	13	17
建工	築作 物物 の 改 築	3	0
土地	形質変更	7	13
土石	の採取	13	18
木竹	の伐採	6	0
広告物	の設置	2	0
合 計		101	103

表2-14-8 森林法に基づく保安林の伐採等の許可状況（昭和57年度）

許可の種類	許可件数
保安林内作業許可	15 件
立木伐採許可	48

表2-14-9 森林法に基づく地域森林計画対象民有林地における開発許可状況
(昭和57年度)

開発行為の目的	許可件数
工場・事業場用地の造成	1 件
住宅用地の造成	1
別荘地の造成	0
ゴルフ場の設置	0
レジャー施設の設置	0
農用地の造成	0
土石の採掘	18
道路の新設又は改築	0
その他	3
計	23

表2-14-10 府自然環境保全条例に基づく協定締結状況(昭和57年度)

行為の類型	締結件数
ゴルフ場の造成	0 件
住宅地の造成	26
事務所・事業所の敷地の造成	7
レクリエーション施設の敷地の造成	2
業として行う廃棄物の埋立処分	1
墓地の造成	0
土石の採取	18
合 計	54

表2-14-11 猛獸保護区等の設定状況

(昭和58年3月31日現在)

区分	か所数	面積(ha)
猛獸保護区	12	8,103
猛獸保護区特別保護地区	1	70
銃猟禁止区域	45	25,811

2 監視等の強化

自然公園及び近郊緑地保全区域を中心とする自然環境の監視体制の強化の一環として、府では、府自然環境保全条例に基づく自然環境保全指導員200名、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく鳥獣保護員26名を任命しており、更に環境庁から任命された自然公園指導員26名とあわせてこれらの指導員が、府域における自然環境の保全と回復に関する監視、自然保護思想の普及に努めている。

また、森林法に基づく保安林の適正な維持管理や森林火災の防止などを図るため、119名の保安員を委嘱し、巡視を通して森林の保全に努めている。

第3 自然環境保全事業の実施

1 調査の実施

自然環境の保全及び回復を推進していくための基礎資料とするため、北大阪地域の垂直カラ一航空写真撮影等を実施した。

2 国定公園等の整備及び管理

(1) 国定公園、東海自然歩道の整備及び管理

金剛生駒国定公園、明治の森・箕面国定公園及び東海自然歩道の有効利用を図るために、施設の整備及び標識等の補修を行った。

(2) 府民の森の整備及び管理

府政百年を記念して生駒山地に造成していた府民の森のうち、なるかわ園地、くさか園地、ぬかた園地（以上東大阪市域）及びくろんど園地（交野市域）を昭和53年4月に、ほしだ園地（交野市域）を昭和55年4月にそれぞれ供用を開始するとともに、府民の森の保護、保安管理の充実を図るため、樹木の保育管理などに努めた。

なお、府民の森のうち、みずのみ園地（八尾市域）等については、引き続き整備を行う。

(3) 府自然環境保全地域の管理

府自然環境保全条例に基づき、昭和53年1月に府自然環境保全地域として指定した本山寺自然環境保全地域の管理を行い、優れた自然環境の保全に努めた。

第4 自然海浜保全地区制度の運用

府は、府域に残されている自然海浜を保全し、府民に適正な利用を促進するため、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、昭和56年3月に「大阪府自然海浜保全地区条例」を制定し、10月1日から施行した。この条例の主な内容は、自然海浜保全地区の指定を行い、指定地区内における土石の採取等一定の開発行為を規制することである。

なお、保全地区を指定するため、各種の現地調査や多岐にわたる関係機関との調整等を行った。

第5 緑化事業の推進

1 工場の緑化推進

工場の緑化を推進するため、工場立地法に基づき、緑地面積の確保を指導するとともに工場緑化用樹木の無償配付、工場緑化コンクールの開催等府下工場に対する緑化思想の啓発普及、緑化推進のための助言・指導を実施した。

2 緑化樹の養成、配付

緑豊かな生活環境を創出するため、緑化樹の養成を行い、住民が協同して行う地域緑化及び府、市町村の行う公共施設の緑化に対して、23万本の緑化樹を無償配付した。

なお、公共施設の緑化基準は表2-14-12のとおりである。

3 緑化センターの整備

緑化に関する知識・技術の総合的な相談、指導を行う拠点として整備を進めてきた緑化センターが昭和58年4月から開設するため、3月に大阪府立緑化センター条例を制定した。

緑化センターの主な業務内容は、緑化に関する資料、緑化樹とその植栽例の展示、緑化に関する情報の収集・提供、緑化技術の相談・指導、緑化に関する講習会・研修会の開催などを行うことである。

4 緑化基金の創設

府民ぐるみで、緑の乏しい市街地の緑化を永続的に推進するため、昭和58年4月から緑化基金を設置する。

緑化基金は、その運用益で基金の森、基金の並木など基金のシンボルづくり等の事業を実施することになっている。

5 花と緑の運動推進

花と緑の運動をより効果的に推進するため、推進地区を設け、地区内の21施設に対して、実践資材の配付と緑化指導を行うとともに、大阪府、富田林市、大阪府緑化推進委員会の共催による第31回大阪府植樹祭を富田林市で開催し、また大阪市との共催による大阪城菊の祭典等を行った。

表2-14-12 公共施設の緑化基準

施 設 の 区 分		緑化基準(緑被率)
公園緑地	住 区 基 幹 公 園	敷地面積のおおむね 30%以上
	都 市 基 幹 公 園 等	同 40%以上
	広域公園(森林を主とする広域公園を除く。)	同 50%以上
	森 林 を 主 と す る 広 域 公 園	同 90%以上
教育施設	幼 稚 園 、 小 中 高 校 等	同 20%以上
	大 学 等	同 30%以上
社	寺 古 墳	同 70%以上
道	路	同 10%以上
綠	道	同 70%以上
水	辺	同 10%以上
公共施設	庁 舎 等	同 20%以上
	社会福祉一環境衛生施設	同 30%以上
住 宅	1 戸 建(長屋建)住 宅	同 20%以上
	共 同 住 宅	同 30%以上
工 場	等	同 20%以上
医 療 施 設		同 30%以上
鉄 道		同 30%以上
海 浜 地	保 全 林 ・ 保 安 林	同 100%
	埋 立 地	同 20%以上

(注) 緑被率 = $\frac{\text{緑被地面積}}{\text{敷地面積}}$